

事例報告：

コスタリカ国バラ・デル・コロラド野生生物保護区における住民参加型管理プロジェクト

**1. 背景**

コスタリカは国土の約 26%を国立公園や野生生物保護区等の保護区に指定しており、自然環境の保全と観光開発の両立を国家的に推進している。9 つの保護区カテゴリーのうち、最大の面積を占める国立公園については、土地所有形態が国有地に限られており、公園内の人間活動を観光や学術調査に限定した、いわゆる「囲い込み」型の管理モデルが採用されている。しかし一方で、野生生物保護区や森林保存区等、私有地や人間活動の存在を前提としたカテゴリーにおいては管理モデルが確立されていない。観光業が大きな収入源であるコスタリカでは、限られた予算は観光客の多い国立公園の整備・管理にその大半を割かざるを得ず、野生生物保護区等では住民の協力・参画なしには保護区管理を行うことが不可能な状態にある。コスタリカ北東部のニカラグアとの国境に位置するバラ・デル・コロラド野生生物保護区(略称 REBACO)は、主に湿地と熱帯多雨林から成り、野生生物保護区の中では最大の面積(81,177ha)を有する。コスタリカの絶滅危惧種の約 1/3 が生息する一方、国有地と私有地が混在し、11 の村落に約 2400 人(252 農家)が居住している。保護区内の村落は社会経済開発も遅れており、経済企画省策定の社会開発指数(1999 年)においてコロラド地区の値は 448 行政区中 426 番目となっている。主産業は漁業・牧畜業であるが、過剰な漁獲により漁業資源の減少が懸念されている他、牧畜業の広がりには森林を分断し続けている。このように同保護区が自然環境破壊の脅威にさらされていることを受けて、自然環境の保全と住民の生活との調和に向けて、保護区内に居住している住民との協働による参加型保護区管理モデルを確立すべく、2006 年度にコスタリカ政府は日本政府に対して技術協力を要請した。これを受け、国際協力機構(JICA)は環境エネルギー通信省保全地域システム庁(SINAC)トルトゥゲーロ保全地域事務所(ACTo)をカウンターパート(C/P)とし、2008 年 10 月から 2011 年 10 月までの 3 年間の予定で「バラ・デル・コロラド野生生物保護区における住民参加型管理プロジェクト」を実施中である。現在、日本人専門家 1 名が活動中である。

**2. プロジェクトの概要と成果**

本プロジェクトでは、REBACO 管理計画に記載されていながらも、具体的な活動内容・実施方法については明確になっていなかった①住民への環境教育活動、②農家での持続可能な生産技術の導入、③住民と行政との協働による保護区管理活動の 3 つの活動を、日本人専門家等の指導のもとで、コスタリカ側 C/P が実施した。その結果、REBACO の湿地や野生生物を題材とした環境教育アクティビティーマニュアルが作成され、26 のモデル農家において平均 3.3 種類の持続可能な生産技術が導入され、また住民と行政との協働による環境モニタリング等の活動が実施されてきた。現在では、住民と行政との信頼関係にもとづいた保護区管理活動が実践され始めている。

**3. 教訓**

1. 保護区において行政と住民との信頼関係を構築するには、行政が住民の行為を一方向的に規制するのではなく、住民と密にコミュニケーションを取り、住民の生活を支援する努力を続けることが効果的である。
2. 住民が自然資源の持続可能な利用を実践するモチベーションを確保する上では、住民が自らの生活のために、周辺の自然資源を利用する権利を有することが重要である。
3. 新たな環境保全型農業技術を短期間に普及させるためには、住民にとってのメリットがあるだけでなく、可能な限り安価で技術的に簡易な技術を導入することが有効である。
4. 日々の農作業等で忙しい住民が、野生生物のモニタリング調査に継続的に参加するモチベーションを維持することは困難である。一方、住民からの違法行為や外来生物の目撃情報等を、行政側が有効活用することで、保護区管理に役立つことは可能である。